

健健発0420第6号
健感発0420第9号
令和4年4月20日

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

地方自治体における風しんの抗体検査の徹底について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したことを受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「地方自治体における風しんの抗体検査の徹底について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第5号・健感発0130第5号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）により、これまで御協力を頂いているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和3年7月までに85%、令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げており、当該目標を達成するためには、抗体検査を令和3年7月までに約480万人、令和4年3月までに約920万人に受けていただく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長すること、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり実施することにつ

いて御了承いただいたところです。

については、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、地方自治体における職員のうち対象者が風しんの抗体検査を受検できる環境を整備し、抗体検査の受検を徹底するため、下記の通り、地方自治体において御協力いただきたい事項を改めてまとめましたので、御了知の上、地方自治体へ周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 定期の健康診断と同一機会にクーポン券を利用した風しんの抗体検査を実施すること、または、クーポン券を利用した集団抗体検査を実施すること等に向けて、自治体の風しん対策にかかる担当責任者（例：人事課長、人事室長等）を決定していただきたい。

※ クーポン券は、令和元年度から令和3年度の間にはクーポン券を使用しなかった対象者に対し、令和4年4月以降、市区町村から一斉に配布されます。なお、一部の自治体については、新たにクーポン券を配布せず、配布済みのクーポン券の期限延長（紛失等で手元にない場合は再発行）による対応となる予定です。

- 2 自治体において定期的に行われる幹部会議等において、対象者がクーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を受けることができること、対象者はどのような機会に抗体検査を受けることができるのか、について周知していただきたい。

- 3 対象者に対して、クーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を実施できる機会を提供いただきたい。

具体的には、定期健診の機会に併せて抗体検査を実施できるよう健診の委託先・連携先等と体制を整備すること、職員が集団で抗体検査を受検できるよう、定期健診とは別の機会を設けること又は人間ドック等を受検する職員に対し、風しん抗体検査の受検を勧奨すること等が想定される。

- 4 地方自治体での風しん対策の実施状況・進捗状況等を把握するため、以下の情報を御報告いただきたい。

(1) 地方自治体名 ※1	
(2) 対象職員数 ※2	約 人
(3) 風しん対策の実施状況 1. 健診の項目に風しん抗体検査がはいつている 2. 職場内で集団風しん抗体検査を実施した 3. 人間ドックを受検する対象者に風しん抗体検査の受検勧奨を行った（方法は問わない） 4. 1. 2. 3. のどれも行っていない	1・2・3・4
(4) 対象職員の内、クーポン券を使用して抗体検査を受検した職員数 ※3	約 人

※1：自治体（一部事務組合等を含む）ごとの回答とし、主たる部局（首長部局など）が他の部局（教育委員会、警察、消防など）の状況を取りまとめた上で報告してください。各部局により風しん対策の実施状況が異なる場合も、自治体として一括りにして報告をお願いします。その際、少なくとも1つの部局で実施していれば実施済みとしてください。なお、実施率（対象者の内、クーポン券を使用して抗体検査を受検した人の割合）の低い自治体へは、別途、厚生労働省から取組の状況について照会させていただく可能性がありますことをご承知おきください。

※2：対象職員は、全ての「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性」となります。非常勤職員については、抗体検査の受検状況を把握できる場合、含めてください。なお、特定地方独立行政法人を所管する自治体にあつては、当該法人における対象職員を含めた上で報告してください。

※3：把握できる範囲でクーポン券を利用して抗体検査を受検した職員の数（職場が機会を提供した定期健診の他、人間ドック等、独自に受検した数も含める）。なお、あくまで「抗体検査」を受検した人数であり、抗体検査をせずワクチン接種した場合は、対象職員であっても、人数には含めません。1回目の報告の起点は令和4年4月1日とし、2回目の報告は、1回目の報告分を累積した人数をご報告ください。

報告に係るよくある質問

○ 抗体検査は、既に風しんに罹患した者でも受ける必要があるのか。また、本調査で計上すべきなのか。

(答) 罹患した記録がある場合は、「希望者のみ」抗体検査対象となります。「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査等の実施に向けた手引き」（自治体向け手引き）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html)内に抗体検査実施対象であるかを判断するためのフローチャート（風しんの抗体検査実施フロー）がごございますので、ご参照ください。

○ 対象者がおらず、今後もないことが見込まれる団体（部局）があるが、報告の必要はあるのか。

（答）対象者が0であることを確認するため、ご報告ください。

○ 回答を修正する際はどうしたらよいか。

（答）修正した箇所が分かるよう「〇月報告分について△を修正」と備考欄に記載の上、ご報告ください。

【報告先】

厚生労働省ホームページ内入力フォーム



<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin05>

【報告期限】

1回目：令和4年9月30日時点の状況を10月16日まで。

2回目：令和5年2月28日時点の状況を3月12日まで。

なお、令和元年度から令和3年度にいただいた調査結果は、厚生労働省研究班において、集計、解析を行う予定ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 厚生労働省から自治体担当者へお願い
- ・別紙3 医療機関・健診機関への相談様式（例）
- ・別紙4 対象者への案内
- ・参考1 企業等における風しん対策の先進事例の御紹介
- ・参考2 風しんから社員とお客様を守るために（事業場向け説明資料）

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00009.html

【お問い合わせ先】厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線2097又は2923）